

令和8年 第3回
士幌町議会臨時会

説 明 資 料

令和8年5月13日

(議案第1号 説明資料)

士幌町町税条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本町においても、所要の改正を早急に行う必要がある。
概 要	<ol style="list-style-type: none">1 主な改正内容 別紙、令和8年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり 2 施行期日 別紙、令和8年度税制改正（地方税関係）の要旨のとおり

令和8年度税制改正（地方税関係）の要旨

税目・改正項目	改正内容	条例	地方税法等	施行期日等
通則	<p>法律改正にあわせた改正 ※軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p> <p>法律改正にあわせた改正 ※軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	<p>第18条の3</p> <p>第19条</p>	<p>規則第1条の9</p> <p>第463条の2、第463条の24</p>	<p>公布の日（令和8年4月1日適用）</p> <p>公布の日（令和8年4月1日適用）</p>
個人町民税	<p>法律改正にあわせた改正 ※特定大口株主配当等の特定配当等への追加</p> <p>法律改正にあわせた改正 ※復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 ※法附則第5条の4の削除に伴う改正</p>	<p>第33条</p> <p>第34条の7、附則第7条の4</p>	<p>第313条</p> <p>第314条の7、附則第5条の6</p>	<p>公布の日（令和8年4月1日適用）</p> <p>公布の日（令和8年4月1日適用）、令和10年1月1日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行</p>
	<p>法律改正にあわせた改正 ※項ずれの反映</p>	<p>第36条の2</p>	<p>第317条の2</p>	<p>令和9年1月1日</p>
	<p>法律改正にあわせた改正 ※項ずれの反映</p>	<p>第36条の3の2</p>	<p>第317条の3の2</p>	<p>令和9年1月1日</p>
	<p>3. 町民税の申告</p>			
	<p>4. 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書</p>			

議案第1号 説明資料

税目・改正項目	改正内容	条例	地方税法等	施行期日等
5. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書	法律改正にあわせて改正 ※項ずれの反映	第36条の3の3	第317条の3の3	令和9年1月1日
6. 特定一般医薬薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	法律改正にあわせて改正。 ※適用期限の延長に伴う改正	附則第6条	附則第4条の5	令和9年1月1日
7. 個人の町民税の住宅借入金特別税額控除	法律改正に合わせて改正。 ※法附則第5条の4の削除に伴う改正	附則第7条の3、 附則第7条の3の2	附則第5条の4、 附則第5条の4の2	公布の日（令和8年4月1日適用）、令和9年1月1日
8. 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例	法律改正に合わせて改正。 ※法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正	附則第8条	附則第6条	公布の日（令和8年4月1日適用）
軽自動車税	法律改正にあわせて改正。 ※軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	第80条～91条、 附則第15条の2～16条の2	第443条～463条の18③、附則29条の9～附則30条の2	公布の日（令和8年4月1日適用）
固定資産税	法律改正にあわせて改正 ※項ずれの反映	第63条	第351条	令和9年4月1日

議案第1号 説明資料

税目・改正項目	改正内容	条例	地方税法等	施行期日等
2. わがまち特例	法律改正にあわせて改正 ※改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置を定める規定を新設する法改正に伴う項ずれの反映等	附則第10条の2	附則第15条②	公布の日（令和8年4月1日適用）
3. 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	法律改正にあわせて改正。 ※項ずれの反映	附則第10条の3	附則第15条の11	公布の日（令和8年4月1日適用）

【その他】

引用条項及び文言の整理	法律の改正による、引用条項のズレを修正、文言の整理を行う。
-------------	-------------------------------

士幌町町税条例(昭和43年条例第15号)新旧対照表

改正案	現 行
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条</u>、<u>第83条第2項</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項</u>、<u>第102条第2項</u>、<u>第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合</u>には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、<u>第67条</u>、<u>第81条</u>の<u>6第1項</u>、<u>第83条第2項</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項</u>、<u>第102条第2項</u>、<u>第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合</u>には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号及び第6号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(2) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び</u>）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有するものに係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第</p>	<p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額</u> 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。</u>）<u>に係る所得を有するものに係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>）<u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第</p>

改正案	現 行
<p>5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しななければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しななければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

改正案	現行
<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</p> <p>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。) (退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひと</p>	<p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p>

改正案	現 行
<p>り親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該</p>	<p>2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該</p>

改正案	現行
<p>申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地又は家屋</u>にあっては30万円、<u>円</u>、<u>家屋</u>にあっては180万円に満たない場合において、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>軽自動車等</u>に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する</u>。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課</u></p>	<p>申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が<u>土地</u>にあっては30万円、<u>円</u>、<u>家屋</u>にあっては20万円、<u>償却資産</u>にあっては150万円に満たない場合において、固定資産税を課さない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車</u>に対し、<u>当該三輪以上の軽自動車</u>の取得者に<u>環境性能割</u>によって、<u>軽自動車等</u>に対し、<u>当該軽自動車等の所有者に種別割</u>によって課する。</p> <p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、<u>法第443条第2項に規定する者を含まないものとする</u>。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に</u><u>課する</u>。ただし、<u>公用又は公共の用に供する軽自動車等</u>については、<u>これを課さない</u>。</p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に</u></p>

改正案	現 行
<p>する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を</p> <hr/> <p>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u> <u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常必要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u> <u>第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割</u></p>

改正案	現 行
	<p>の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</p> <p>（環境性能割の徴収の方法）</p> <p>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p>（環境性能割の申告納付）</p> <p>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期</p>

改正案	現行
<p>改正案</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月16日から5月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しな</p>	<p>現行</p> <p>限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第81条の8 町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認められるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月16日から5月31日までとする。</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しな</p>

改正案	現 行
<p>ればならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においてはその事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>ればならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においてはその事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>(種別割)の減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

改正案	現行
<p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>（<u>戦傷病者特別援護法</u>（昭和38年法律第168号）第4条の規定により<u>戦傷病者手帳</u>の交付を受けている者で<u>身体障害者手帳</u>の交付を受けていないもの）<u>にあつては</u>、<u>戦傷病者手帳</u>とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」という。）、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところにより交付された<u>療育手帳</u>（以下この項において「<u>療育手帳</u>」という。）又は<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された<u>精神障害者保健福祉手帳</u>（以下この項において「<u>精神障害者保健福祉手帳</u>」という。）及び<u>道路交通法</u>（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の<u>運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）又はこれらの者の<u>特定免許情報</u>（同法第95条の2第2項に規定する<u>特定免許情報</u>をいう。次項において同じ。）が記録された<u>免許情報記録個人番号カード</u>（同法第95条の2第4項に規定する<u>免許情報記録個人番号カード</u>をいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>に減免を必要とする理由を証明する書類</p>	<p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第90条 町長は、次の各号に掲げる<u>軽自動車</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>（<u>戦傷病者特別援護法</u>（昭和38年法律第168号）第4条の規定により<u>戦傷病者手帳</u>の交付を受けている者で<u>身体障害者手帳</u>の交付を受けていないもの）<u>にあつては</u>、<u>戦傷病者手帳</u>とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」という。）、<u>厚生労働大臣</u>が定めるところにより交付された<u>療育手帳</u>（以下この項において「<u>療育手帳</u>」という。）又は<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された<u>精神障害者保健福祉手帳</u>（以下この項において「<u>精神障害者保健福祉手帳</u>」という。）及び<u>道路交通法</u>（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の<u>運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）又はこれらの者の<u>特定免許情報</u>（同法第95条の2第2項に規定する<u>特定免許情報</u>をいう。次項において同じ。）が記録された<u>免許情報記録個人番号カード</u>（同法第95条の2第4項に規定する<u>免許情報記録個人番号カード</u>をいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>に減免を必要とする理由を証明する書類</p>

改正案	現行
<p>を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることを、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転</p>	<p>を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をすることを、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第91条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転</p>

改正案	現 行
<p>(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には_____、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項_____」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p> <p>3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、<u>施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)</u>を、町長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p>

改正案	現行
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は、法第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り法附則第6条第5項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は、法第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り法附則第6条第5項に規定する場合において第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事</p>

改正案	現行
<p>項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず法附則第6条第5項に掲げる金額の合計額とすることができ。</u></p>	<p>項の記載があるときはは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず法附則第6条第5項に掲げる金額の合計額とすることができ。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (略)</p>	<p>第10条の2 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の</p>	<p>6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の</p>

改正案	現行
<p>条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。</p>
<p>8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>11 法附則第15条第31項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>12 法附則第15条第35項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>13 法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>14 (略)</p>	<p>14 法附則第15条第32項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>15 (略)</p>	<p>15 法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条の11第1項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>16 法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>17 (略)</p>	<p>17 (略)</p>
<p>18 (略)</p>	<p>18 (略)</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が</p>

改正案	現 行
<p>すべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失</p>	<p>すべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失</p>

改正案	現 行
<p>防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11・12 (略)</p> <p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促</p>	<p>防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11・12 (略)</p> <p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促</p>

改正案	現行
<p>進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>14 法附則第15条の11第1項の改修美術芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）</u>第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する<u>美術芸術の公演の用に供する施設である</u>旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p> <p>第15条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、</u></p>

改正案	現 行
	<p>行うものとする。</p> <p>2 道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）</p>

改正案	現 行
	<p>第15条の3 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、<u>地方税法445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2の規定にかかわらず、道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p>2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、<u>同法445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項について、この条例の規定にかかわらず、道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p>第15条の3の2 町長は、<u>当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、<u>当分の間、同条中「町長」とあるのは、「道知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第15条の5 町は、<u>道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
第1号	100分の1 100分の0.5

改正案	現行
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の道路運送車両法60条第1項後段の規定による車両番号の指定 (次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月 から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____ に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令 和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車 両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項 _____に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン 軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規</p>	<p>第2号 _____ 100分の2 _____ 100分の1</p> <p>第3号 _____ 100分の3 _____ 100分の2</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限 る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるの は、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自 動車が最初の法第44条第3項に規定する _____ 車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月 から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す る第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令 和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車 両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限 り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第44条第1項第 3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン 軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規</p>

改正案	現 行
<p>定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>（軽自動車税_____の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大</p>	<p>定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に對する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大</p>

改正案	現 行
<p>臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>（土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例）</p>	<p>臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第16条の3（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>（土地の譲渡等にかかる事業所得等に係る町民税の課税の特例）</p>

改正案	現 行
<p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用につ</p>	<p>第16条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用に</p>

改正案	現行
<p>いては、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基</p>	<p>ついては、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基</p>

改正案	現行
<p>因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、<u>租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるとき</u>は、当該土地等の譲渡は、<u>第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>（短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正案	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の<u>規定の適用</u>については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の<u>規定の適用</u>については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用</u>については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(一般株式会社等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用</u>については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>

改正案	現 行
<p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条</u> <u>の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当</u> <u>該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並び</u> <u>に第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所</u> <u>得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で</u> <u>定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係</u> <u>る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得</u> <u>等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により</u> <u>読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後</u> <u>の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割</u> <u>を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるの</u> <u>は、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る</u> <u>譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項</u> <u>及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得</u> <u>割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による</u> <u>町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の</u> <u>9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」</u> <u>とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税</u> <u>の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは</u> <u>「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額</u></p>	<p>(3)～(5) (略)</p>

改正案	現 行
<p><u>の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用は、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用は、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正案	現行
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額</u>」と、第34条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割</u></p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額</u>」と、第34条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割</u></p>

改正案	現 行
<p>の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第</p>	<p>の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3の2第1項及び第7条の3の2第2項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第</p>

改正案	現 行
<p>1 項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>1 項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

議案第1号 説明資料（附則第5条関係）

士幌町町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第7号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る士幌町町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る士幌町町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

目 的

本町における保険税率等については、北海道において令和12年度から全道統一の保険税率の導入が予定されていることを踏まえ、これに向けて段階的な見直しを行う必要がある。

また、令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）において、課税限度額及び軽減判定基準が見直されたほか、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行される。

これらを踏まえ、本町においても所要の改正を行うものである。

概 要

1 主な改正内容

(1) 税率等

区分		改正案	現行	差
医療分	所得割	5.98%	5.25%	0.73%
	均等割	29,800円	29,800円	0円
	平等割	27,100円	26,500円	600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.43%	2.38%	0.05%
	均等割	10,700円	11,100円	▲400円
	平等割	9,600円	9,700円	▲100円
介護納付金分	所得割	1.22%	1.02%	0.2%
	均等割	12,100円	12,800円	▲700円
	平等割	8,100円	8,300円	▲200円
子ども・子育て支援金分 ※令和8年度新設	所得割	0.29%	—	0.29%
	均等割	900円	—	900円
	18歳以上 均等割	200円	—	200円
	平等割	1,000円	—	1,000円

(2) 賦課限度額

区分	改正案	現行	差
医療分	67万円	66万円	1万円
子ども・子育て支援金分 ※令和8年度新設	3万円	—	3万円

※後期高齢者支援金分（26万円）、介護納付金分（17万円）の改正なし

(3) 軽減判定基準

区分	改正案	現行
5割軽減	43万円＋ 31万円 ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋ 30.5万円 ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円＋ 57万円 ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	43万円＋ 56万円 ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※7割軽減の改正なし

2 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道（以下「道」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道（以下「道」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</p> <hr/> <p>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正案	現行
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項第4号の子ども・子育て支援助付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）</u>）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援助付金課税額は、<u>3万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に</u>規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.98</u>を乗じて算定する。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に</u>規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.25</u>を乗じて算定する。</p>

改正案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、<u>第9条の7及び第23条第1項において同じ。</u>）以外の世帯 <u>27,100円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,550円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>20,325円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10.7</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、<u>及び第23条第1項において同じ。</u>）以外の世帯 <u>26,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,875円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11.1</u></p>

改正案	現 行
<p><u>00円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,200円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.22</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</p> <p>第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の0.29</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</p>	<p><u>00円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,275円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8,300円</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について900円とする。</p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p>第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円</p> <p>(2) 特定世帯 500円</p> <p>(3) 特定継続世帯 750円</p> <p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p>	<p><u>(国民健康保険税の減額)</u></p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第5条の額に10分の7を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の7を乗じた額</p>	<p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第5条の額に10分の7を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の7を乗じた額</p>

改正案	現 行
<p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の7を乗じた額</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の5の額に10分の7を乗じた額</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の6の額に10分の7を乗じた額</u></p> <p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の7第1号の額に10</p>	<p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第7条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 第9条の2の額に10分の7を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の7を乗じた額</p>

改正案	現行
<p>分の7を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第9条の7第2号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第9条の7第3号の額に10分の7を乗じた額</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第5条の額に10分の5を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第7条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案	現 行
<p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> <u>1人について 第9条の5の額に10分の5を乗じた額</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について 第9条の6の額に10分の5を乗じた額</p> <p>ケ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>① <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の7第1号の額に10分の5を乗じた額</u></p> <p>② 特定世帯 第9条の7第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第9条の7第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあって</p>	<p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第9条の2の額に10分の5を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の5を乗じた額</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあって</p>

改正案	現行
<p>は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>	<p>は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第5条の額に10分の2を乗じた額</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 第7条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>② 特定世帯 第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>③ 特定継続世帯 第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被</p>

改正案	現 行
<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</u> <u>1人について 第9条の5の額に10分の2を乗じた額</u></p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第9条の6の額に10分の2を乗じた額</u></p> <p>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>① <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第9条の7第1号の額に10分の2を乗じた額</u></p> <p>② <u>特定世帯 第9条の7第2号の額に10分の2を乗じた額</u></p> <p>③ <u>特定継続世帯 第9条の7第3号の額に10分の2を乗じた額</u></p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額した額とする。</u></p>	<p>保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 第9条の2の額に10分の2を乗じた額</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 第9条の3の額に10分の2を乗じた額</p> <p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲</u></p>

改正案	現 行
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月</p>	<p>ける世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,470円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,450円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,920円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,665円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,775円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,440円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,550円</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額</p> <p>_____（第1項に規定する金額を減額するものとした場合）</p> <p>_____にあつては、その減額後の被保険者均等割額</p> <p>_____は、当該所得割額及び被保険者均等割額</p> <p>_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月</p>

改正案	現 行
<p>までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該</u></p>	<p>までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

改正案	現 行
<p>被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除す</p>	<p>附 則</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合には、第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合には、第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除す</p>

改正案	現 行
<p>る金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山</p>	<p>る金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山</p>

改正案	現行
<p>林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」</p>	<p>林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」</p>

改正案	現行
<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第14号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第14号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項)において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改正案	現行
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例</p>

改正案	現行
<p>等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	<p>令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられる改正が行われたため、令和8年度の住民税算定方法が変更され、収入額が551,000円以上1,900,000円未満である者の一部は合計所得額が減少し、市町村民税が非課税となる。介護保険料の算定は住民税の課税状態、合計所得額等を用いるため、保険者の責めに帰さない保険料収入不足をできるだけ防止する観点から、介護保険法施行令が改正（令和7年12月17日公布）され、令和7年度税制改正の影響が出ないよう改められたが、税制改正に添って労働時間を増やしていた被保険者の場合では、令和7年度の基準では「課税」となり、令和8年度の保険料段階が上がる場合があるため、そのような場合には従前の保険料段階まで減免できるよう所要の改正を行うものである。</p>
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>今回の改正は令和8年度に限り実施される措置であり、全国一律に改められる事項となっている。</p> <p>(1) 令和7年度税制改正前の基準で保険料を算定すること。</p> <p>町条例においては、第2条で引用している介護保険法施行令が改正されており、その規定を用いて保険料を算定するため、町条例に改正はなし。</p> <p style="text-align: center;">【関連条項 第2条】</p> <p>(2) 特例減免の実施と申請方法等の規定を追加</p> <p>令和7年度基準で算定された結果、給与所得の変更により保険料段階が上がる被保険者は、令和7年度で賦課された保険料段階まで減免する改正を行う。今回はシステム上での対応が可能であるため、被保険者からの申請を必要としない規定を設ける。</p> <p style="text-align: center;">【改正条項 附則第9条】</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日（令和7年度以前に賦課された保険料は、改正前の規定により賦課する。）</p>

○参考 第9期介護保険料の表

段階	対象者	負担割合	月額
第1段階	生活保護受給の方、住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給の方。住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.455 ※(基準額×0.285)	2,639円 (1,653円)
第2段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.685 ※(基準額×0.485)	3,973円 (2,813円)
第3段階	住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.690 ※(基準額×0.685)	4,002円 (3,973円)
第4段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.9	5,220円
第5段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方	基準額×1.0	5,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	6,960円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	基準額×1.3	7,540円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	基準額×1.5	8,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上、500万円未満の方	基準額×1.7	9,860円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上、700万円未満の方	基準額×1.8	10,440円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上、1,000万円未満の方	基準額×1.9	11,020円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上、1,500万円未満の方	基準額×2.0	11,600円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,500万円以上の方	基準額×2.1	12,180円

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p><u>第9条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち</u> <u>に令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税</u> <u>が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定</u> <u>による市町村民税が課されているものとみなされることとなる者（以下「み</u> <u>なし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当</u> <u>該第1号被保険者の令和8年分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各</u> <u>号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に同条の規定の</u> <u>適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年</u> <u>度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料</u> <u>段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当</u> <u>該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非</u> <u>適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による保険料率の減免については、保険料の納付義務者の申</u> <u>請を要しない。</u></p>	<p>附 則</p>

(議案第4号 説明資料)

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	<p>第1子目3歳未満児の保育料を無償化するため、条例の一部改正を行うもの。</p> <p>平成29年度から第2子以降や町民税非課税世帯などの保育料並びに副食費の無償化実施に加え、令和元年10月からは国の無償化制度により、3歳以上児の保育料も無償化としているところである。</p> <p>近年は、共働き世帯の増加により、第1子目3歳未満児から認定こども園等を利用する家庭や入園希望者が増えていることから、この条例改正により全ての年齢区分における保育料が無償化となることで、子育て世帯の負担軽減及び働きながら子育てできる環境作りに寄与するため改正するもの。</p>
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>第1子目3歳未満児の保育料を無償化するため、全ての階層区分における利用者負担額を0円とするもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）新旧対照表

改正案		現行																																	
<p>(利用者負担の額の決定等)</p> <p>第5条 町長は、利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。ただし、利用者負担額が0円の場合は、この限りでない。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額は0円とする。</p> <p>2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額</p>		<p>(利用者負担の額の決定等)</p> <p>第5条 町長は、利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額は0円とする。</p> <p>2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額</p>																																	
<p>各月初日において保育を受ける教育・保育給付認定子ども等の属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満の子ども</th> <th>3歳以上の子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯</td> <td><0></td> <td><0></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯</td> <td>0 (0) <0></td> <td>0 (0) <0></td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳以上の子ども	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0)	0 (0)	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	<0>	<0>	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	0 (0) <0>	0 (0) <0>	<p>各月初日において保育を受ける教育・保育給付認定子ども等の属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満の子ども</th> <th>3歳以上の子ども</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯</td> <td><0></td> <td><0></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯</td> <td>5,300 (0) <0></td> <td>0 (0) <0></td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳以上の子ども	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0)	0 (0)	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	<0>	<0>	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	5,300 (0) <0>	0 (0) <0>
階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳以上の子ども																																
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0)	0 (0)																																
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	<0>	<0>																																
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	0 (0) <0>	0 (0) <0>																																
階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳以上の子ども																																
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0)	0 (0)																																
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	<0>	<0>																																
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	5,300 (0) <0>	0 (0) <0>																																

議案第4号 説明資料

改正案			現行					
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町	5,000円未満	0 (0) <0>	D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町	5,000円未満	8,370 (0) <0>	0 (0) <0>
D2	村民税の課税世帯であって、その所得割課	5,000円以上48,600円未満	0 (0) <0>	D2	村民税の課税世帯であって、その所得割課	5,000円以上48,600円未満	9,760 (0) <0>	0 (0) <0>
D3	税額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上97,000円未満	0 (0) <0>	D3	税額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上97,000円未満	13,410 (0) <0>	0 (0) <0>
D4		97,000円以上145,000円未満	0 (0) <0>	D4		97,000円以上145,000円未満	15,380 (0) <0>	0 (0) <0>
D5		145,000円以上169,000円未満	0 (0) <0>	D5		145,000円以上169,000円未満	20,850 (0) <0>	0 (0) <0>
D6		169,000円以上193,000円未満	0 (0) <0>	D6		169,000円以上193,000円未満	25,500 (0) <0>	0 (0) <0>
D7		193,000円以上217,000円未満	0 (0) <0>	D7		193,000円以上217,000円未満	30,350 (0) <0>	0 (0) <0>
D8		217,000円以上241,000円未満	0 (0) <0>	D8		217,000円以上241,000円未満	35,500 (0) <0>	0 (0) <0>
D9		241,000円以上3	0	D9		241,000円以上3	40,000	0

改正案		現行	
	01,000円未満	(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>
D10	301,000円以上397,000円未満	0	0
		(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>
D11	397,000円以上	0	0
		(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>

改正案		現行	
	01,000円未満	(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>
D10	301,000円以上397,000円未満	51,660	0
		(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>
D11	397,000円以上	57,460	0
		(0)	(0)
	<0>	<0>	<0>

備考	改正案	現行
備考	備考	備考
1	この表における教育・保育給付認定子どもは、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。	この表における教育・保育給付認定子どもは、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。
2	教育・保育給付認定子どもは、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。	教育・保育給付認定子どもは、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。
①	「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯	「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯
②	「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯	「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
ア	身体障害者手帳の交付を受けた者	身体障害者手帳の交付を受けた者
イ	療育手帳の交付を受けた者	療育手帳の交付を受けた者
ウ	特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者	特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
③	「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯	「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯

改正案	現行
<p>3 教育・保育給付認定子どもへの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 第1子の子ども 利用者負担の月額の上段の額</p> <p>② 第2子の子ども 利用者負担の月額の中段（ ）内の額</p> <p>③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額の下段（ ）内の額</p> <p>4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその教育・保育給付認定子どもへの利用者負担額とする。</p> <p>算式1（月途中入園の教育・保育給付認定子どもの場合）</p> <p>この表の世帯の階層及びその教育・保育給付認定子どもへの年齢の区分によって定まる教育・保育給付認定子どもへの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日</p> <p>（注） 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>算式2（月途中退園の教育・保育給付認定子どもの場合）</p> <p>この表の世帯の階層及びその教育・保育給付認定子どもへの年齢の区分によって定まる教育・保育給付認定子どもへの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日</p> <p>日</p> <p>（注） 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>5 この表における所得割課税額については、利用者負担の額の算定の基準となる年の1月1日現在において、指定都市の区域に住所を有していた場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していたとみなし算定するものとする。</p>	<p>3 教育・保育給付認定子どもへの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 第1子の子ども 利用者負担の月額の上段の額</p> <p>② 第2子の子ども 利用者負担の月額の中段（ ）内の額</p> <p>③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額の下段（ ）内の額</p> <p>4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその教育・保育給付認定子どもへの利用者負担額とする。</p> <p>算式1（月途中入園の教育・保育給付認定子どもの場合）</p> <p>この表の世帯の階層及びその教育・保育給付認定子どもへの年齢の区分によって定まる教育・保育給付認定子どもへの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日</p> <p>（注） 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>算式2（月途中退園の教育・保育給付認定子どもの場合）</p> <p>この表の世帯の階層及びその教育・保育給付認定子どもへの年齢の区分によって定まる教育・保育給付認定子どもへの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数（25日を超える場合は25日）÷25日</p> <p>日</p> <p>（注） 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>5 この表における所得割課税額については、利用者負担の額の算定の基準となる年の1月1日現在において、指定都市の区域に住所を有していた場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していたとみなし算定するものとする。</p>

(議案第5号 説明資料)

士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例の要旨	
目 的	学童保育使用料を無償化し、子育て世帯の負担軽減を実現するため、条例を改正しようとするものである。
概 要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 学童保育使用料について、0円とする。</p> <p>(2) 学童保育使用料について、0円とすることに伴い、減免の規定を削る。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>

士幌町学童保育所条例（平成28年条例第7号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(学童保育使用料)</p> <p>第9条 学童保育使用料は、<u>0円</u>とする。</p> <hr/> <p>2 (略)</p> <p>(学童保育使用料の還付)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(学童保育使用料)</p> <p>第9条 学童保育使用料は、<u>入所児童1人につき月額1,500円</u>とする。ただし、<u>開所時間の終期が午後5時以前である学童保育所の学童保育使用料は、入所児童1人につき月額1,000円とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(学童保育使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより学童保育使用料を減免することができる。</u></p> <p>(学童保育使用料の還付)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>

1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費	事業費	40,981千円
2款 総務費 1項 総務費 9目 情報管理費	事業費	4,343千円

『土幌町議会デジタル化事業』

議場の音響設備の改修、リアルタイム・アーカイブによる議会のオンライン配信を実施することで、住民の議会への参画機会を創出するとともに、オンライン会議システムを活用し、議案等資料を議場内のモニターに投影し、議事進行の同時反訳を表示することで、住民にわかりやすい議会づくりを図る。

【概要】

- 議会中継システム
議会のリアルタイム中継・アーカイブ配信を行い、地域住民等がそれぞれ都合の良い時間・場所で傍聴することができる。地域住民をはじめ、誰もが場所や時間を選ばず、自身のパソコンやスマートフォン、タブレット等の各種端末を使用し、議会を傍聴することができる。
- 議案等のデジタル化
議場にモニターを設置するとともに、オンライン会議システムを活用し、議案等の資料を投影することで、傍聴者がより理解しやすい形で審議を進行することができる。発言内容の同時反訳を画面に表示することで、発言の聞き取りに不安がある高齢者や耳の不自由な方等にも配慮した、誰もが傍聴することができる議会となる。



【事業費】

議会費	委託料	議会デジタル化対応委託業務	35,665千円
		音響・配信設備点検保守料	1,309千円 (3か年分)
		音声認識システム保守料	1,609千円 (3か年分)
総務費	工事請負費	コンセント配線設備工事	2,398千円
		庁舎3階Wi-Fi設置業務委託料	1,109千円
		オンライン会議システム使用料	3,234千円 (3か年分)
合計			45,324千円

『士幌町地域防災緊急整備事業』

国の「地域未来交付金（地方防災緊急整備型）」を活用し、防災資機材の充実を図るとともに、各避難所に備蓄倉庫の整備を進めていくというもの。

【概要】

◇整備する物品：	避難所用備蓄倉庫	16棟	38,400千円
	簡易ベッド	220台	6,160千円
	ジェットヒーター	50台	10,500千円
	ポータブルストーブ	60台	1,800千円
	非常用発電機	15台	2,700千円
	スポットクーラー	30台	3,000千円
	屋外用テント	33セット	12,100千円
	避難所用大型モニター	4台	2,382千円
	ワイヤレス拡声器	1台	108千円
	救助用資機材（チェーンソー）	5台	750千円



避難所用備蓄倉庫
令和8年度 避難所8か所分整備
※1か所2棟設置

事業費合計
77,900千円

◇避難所用備蓄倉庫を整備の目的

- ①地域住民による速やかな避難所の開設が可能
- ②地域住民による普段からの防災備蓄品を活用した防災訓練による地域防災力の向上

◇財 源： 国庫補助金（補助率1/2） 38,950千円
※補助実施後の町負担額に特別交付税措置（80%）

『学童保育使用料無償化』

土幌町は、学童保育所の使用料として、児童1人につき月額1,500円から1,000円で利用者が負担しています。令和8年度からは、共働き世帯の増加などから土幌町において放課後児童健全育成事業をより強化するために入所資格を有するご家庭に対し学童保育使用料を無償化し、子育て世帯の負担軽減と、働きながら子育てできる環境をさらに充実させるとともに子育て支援施策を推進します。

【施策の背景】

- ・ 共働き世帯の増加

【子育て支援の拡充施策（令和8年4月1日からの実施を想定）】

施策	内 容	対 象
新規	学童保育使用料無償化	入所決定を受けたすべての児童

- ・ 現状把握 ～ 令和7年度、収入見込み年間保育使用料は、1,684千円
- ・ 潜在需要 ～ 無償化とした場合、一部一般利用等からの変更申請が見込まれる。
- ・ 対象規模 ～ 令和8年度、当初予算計上1,789千円

【期待される効果】

- ・ 子育て世帯負担軽減
- ・ 共働き支援（雇用創出含）
- ・ 若年世帯の定住

【補正予算】

- ・ 令和8年度予算 歳入 学童保育使用料1,789千円を減額



1 2 款	分担金及び負担金	2 項	負担金	1 目	民生費負担金	事業費	1 0 1 千円 (歳入減額)
1 3 款	使用料及び手数料	1 項	使用料	2 目	民生費使用料	事業費	2, 0 6 5 千円 (歳入減額)
3 款	民生費	2 項	児童福祉費	2 目	認定こども園費	事業費	4 1 千円 (歳出減額)

『保育料無償化事業』

士幌町は、平成29年度から第2子以降や町民税非課税世帯などの保育料や副食費の無償化実施に加え、令和元年10月からは国の無償化制度により、3歳以上児の保育料も無償化となっておりますが、近年は共働き世帯の増加により、第1子から保育所を利用する家庭や入園希望者が増えています。

令和8年度から第1子の3歳未満児についても保育料を無償化し、子育て世帯の負担軽減と、働きながら子育てできる環境をさらに充実させるとともに、移転新築した認定こども園を活用し、子育て支援施策を推進します。

【施策の背景】

- ・ 共働き世帯の増加 ・ 3歳未満児の入園数及び入園希望者数の増加
- ・ 認定こども園の移転新築により、乳幼児受入れ数を増強

【課題】

- 0～2歳児期間の家計負担が重い
- ・ 保育ニーズの多様化（保護者の就労形態の多様化、家族形態の変化）
- ・ 人口減少（少子化）地域における質の高い保育の提供と保育機能の強化



期待される効果

- ① 子育て世帯負担軽減
- ② 共働き支援（雇用創出含）
- ③ 若年世帯の定住
- ④ 新園舎の利用促進

【子育て支援の拡充施策（令和8年4月分の保育料から実施を想定）】

施策	内容	対象
新規	保育料無償化	① 士幌町在住で第1子目、0～2歳児のみ ② 町民税課税世帯で、保育認定を受けた児童

- ・ 現状把握 ～ 令和8年度の保育料負担世帯数（想定）は、15世帯
- ・ 潜在需要 ～ 無償化とした場合、2～4世帯の需要があると見込む

【補正予算（減額）】

（歳入）

（歳出）

民生費負担金-中士幌保育園運営費負担金	▲101千円	認定こども園費-保育料口座振替手数料	▲14千円
民生使用料-2号・3号認定子ども使用料	▲2,065千円	認定こども園費-口座振替システム使用料	▲27千円

『土幌町出産費用助成事業』

出産育児一時金（50万円）が支給されていても、出産時に一時金より多く費用がかかり、自己負担が発生しているケースに対し、分娩費用及び分娩にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

【概要】

◇対象者：親権を行う方で、土幌町内に住所を有し、申請日において1年以上町内に住所を有する方

◇対象費用：分娩費用（無痛分娩費用を含む）及び分娩にかかる費用（入院費など）

◇対象外費用：個室料や分娩以外の費用（エステ、ヘアカットなど）及び付随するサービス費用（アメニティ、見にかかるオムツなど）

◇助成額：対象外費用を除き50万円を超えた額。ただし、上限額を10万円とする

◇申請方法：①出産費用助成費支給申請書
②母子健康手帳の写し
③医療機関の領収書・明細書

◇予算計上額： 出生予想人数30人（うち3人は50,000円以下）
50,000円×24人 = 1,200千円
100,000円×3人 = 300千円（無痛分娩など）



『士幌町がん患者アピアランスケア支援事業』

がん患者が治療に伴う脱毛や乳房切除による精神的負担を軽減するために使用するウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、治療と就労等との両立など、社会参加を支援することを目的とする。

【概要】

- ◇対象者：①士幌町に住民票のある方
②がんと診断され、その治療を受けた又は受けている方
③がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、ウィッグや胸部補正具が必要な方
④他の制度において、同様の補助を受けていない方
※上記①から④全てにおいて該当される方

- ◇助成対象品：①医療用ウィッグ及び頭皮保護用のネットなど
②胸部補正具、補整下着、補正パッド、専用入浴着など

- ◇助成額：医療用ウィッグ等 上限3万円
胸部補正具等 上限5万円

- ◇必要書類：①交付申請書
②診断書・診療明細書など治療を受けている又は受けたことを証明する書類
③購入領収書

- ◇予算計上額：①医療用ウィッグ 上限30,000円/人×7人=210,000円
②胸部補整具 上限50,000円/人×3人=150,000円



『土幌町妊婦歯科健康診査』

妊婦及び生まれてくる子の口腔衛生の向上のため、妊婦を対象にする歯科健康診査を町内歯科医療機関に委託し、無料で妊婦の歯科健康診査を行います。

【概要】

◇対象者：土幌町に住民票のある妊婦で、母子健康手帳の交付を受けている方

◇委託医療機関：町と委託契約を締結した町内歯科医療機関

◇支給回数：1妊娠期間につき1回（※産後は使用できません。）

◇健診内容：問診、診察、結果説明

◇受診方法：①歯科医療機関を予約する

②予約の際には、妊婦歯科健診であることを伝える

③受診票内にある問診項目を記入する

④母子健康手帳と受診票を委託医療機関に提出する

◇留意事項：○虫歯処置、歯石除去など治療行為は助成事業の対象外

○産婦人科の主治医に歯科検診の受診について相談する

◇予算計上額：7,000円×30人 = 210千円



『消防団員入団促進事業助成金』

消防団員は、全国的にも高齢化と減少が年々加速度的に進んでおり、士幌消防団でも、団員の全国平均年齢44歳を52歳と大きく上回って進行している状況です。

消防団員の入団促進・退団者に歯止めをかける新たな取り組みとして、商工会商品券にプレミアム率として30%の購入助成を行い、消防団員の入団勧誘等の刺激策とします。

【施策の背景】

- ・消防団入団に対する警戒感
- ・消防団員数の減少・高齢化
- ・大規模災害時の対応人員不足

【現状の課題】

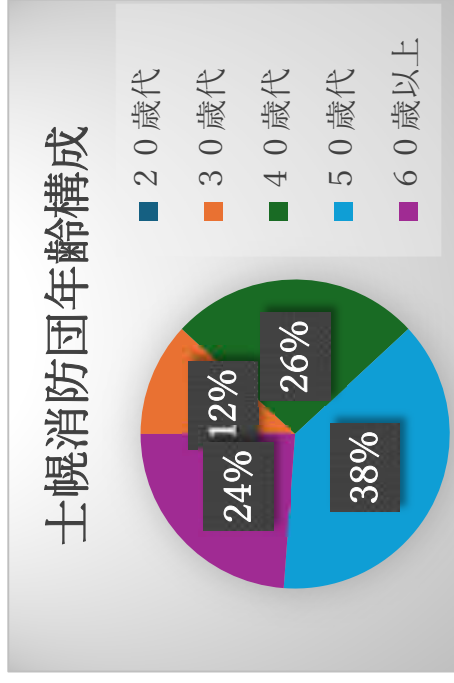
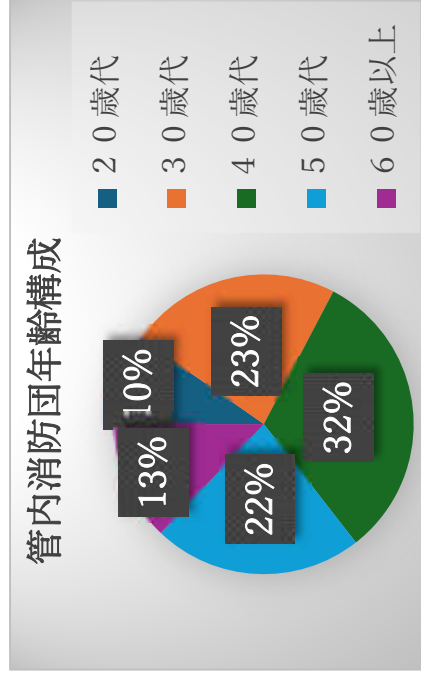
- ・現 状 ～ 消防団に対するPR不足による警戒感・無関心
- ・潜在需要 ～ 町内若年層、特に農業従事者、会社従業員などの被用者。

【施策により期待される効果】

- ・若年層、子育て層の入団に対する魅力の向上
- ・消防団入団に対する警戒感の緩和
- ・消防団の若年層退団者の引留め

【補正予算】

- ・令和8年度予算 歳出 負担金補助及び交付金 450千円
 ※1名購入上限 30,000円のプレミアム率30% 9,000円
 想定人数50人（現団員と新規入団者）



『高等学校等生徒通学費等補助金』

高校生を育てる保護者の経済的負担軽減を図り子育て環境の充実に資することを目的に、町外の高等学校等に通う生徒の通学費及び下宿費等の負担軽減として助成を行うもの。

【概要】

◇対象者：高等学校等に通う生徒の保護者（町内在住者）
（学校教育法に定める高等学校、高等専門学校及び特別支援学校高等部）
※ただし、スクールバスのある土幌高等学校及び通学費助成制度のある上士幌高等学校
学校在校生を除く

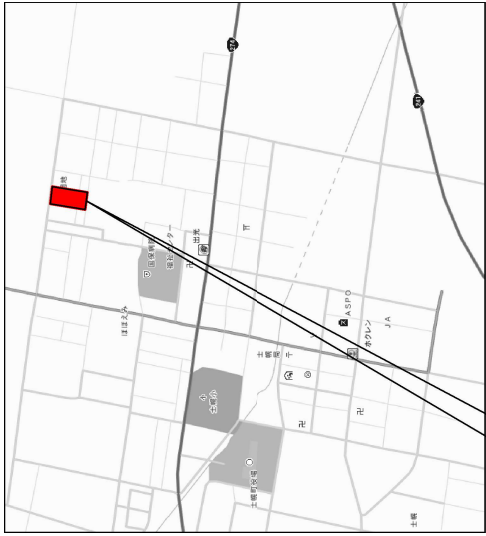
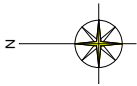
◇助成額：○高校生1人あたり年額10万円（半期ごと5万円）を助成
○通信制の場合は、通学状況に応じて助成額を変更
週4回以上の通学で同額、週2回以上4回未満の通学で半額を助成
※ただし、通学状況が確認できる高校に限る

◇助成見込み：129名
令和5年度～令和7年度 卒業生進路状況より

事業費合計
12,900千円

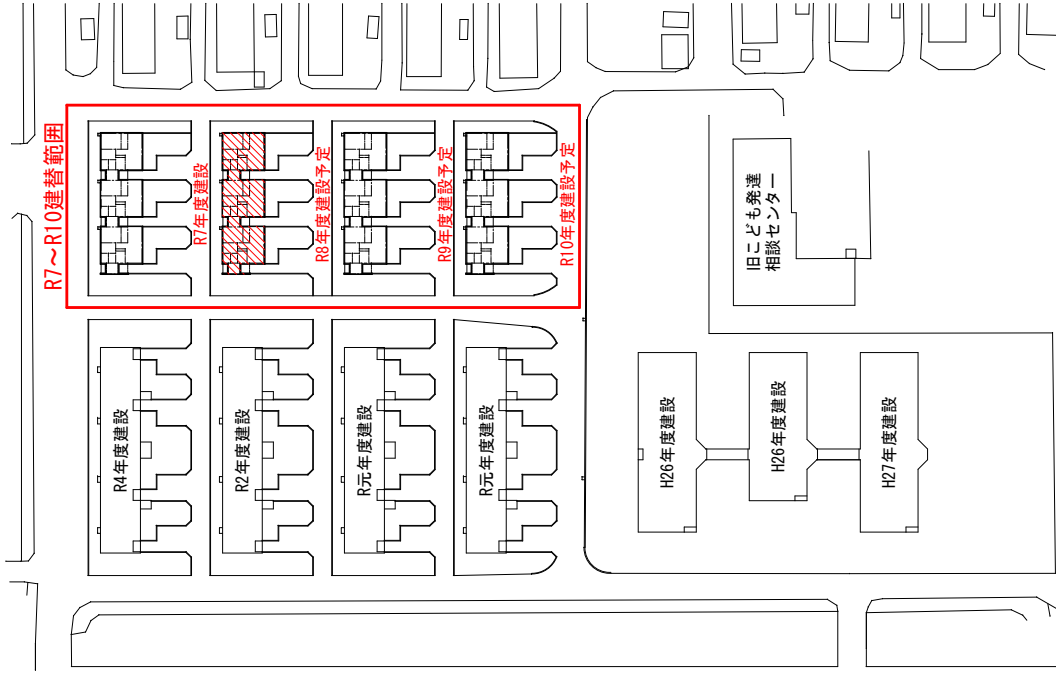
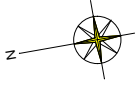
◇申請方法：年2回（9月、3月）の、在学証明書の提出申請とする
※申請時期に在学している事を条件とする



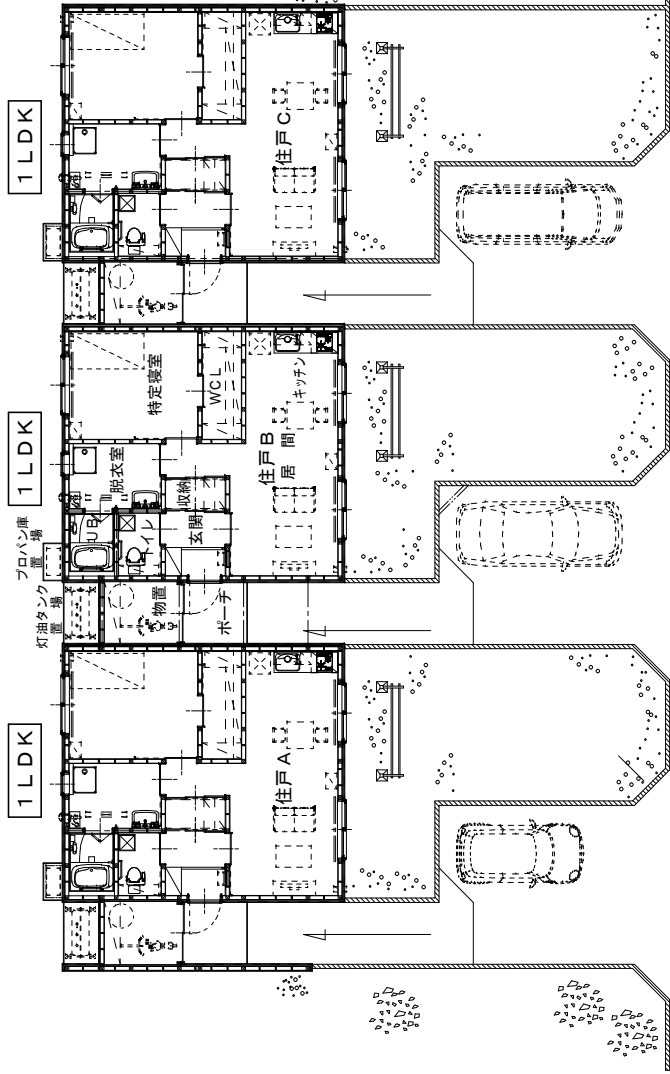


見取図

建設地：河東郡土幌町宇士幌167番地40の内



団地内位置図



若葉団地 整備計画図

住棟平面プラン

MORI 株式会社
 MORI 建設設計室
 東京都府中市東横町40番地
 TEL (0)3-557-22-1102
 一級建築士事務所 (〒) 登録第136号
 一級建築士 若葉 誠 編 者

工事名：公共住宅建築工事（若葉団地）
 設計図
 図名：取組全体配置図
 縮尺：1/100
 日付：2025年01月号
 棟号：A

棟号：A
 図名：—
 縮尺：—
 日付：—
 編者：—

